

飛騨市入湯税特別徴収の手引き

1, 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備、観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

飛騨市では、消防施設整備の経費全般に活用されており、貴重な財源となっています。

納税義務者	鉱泉浴場における入湯客
税率	入湯客1人1日について100円
課税を免除される方	① 年齢12歳未満の方 ② 本市に住所を有する年齢70歳以上の方 ③ 本市に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた方 ④ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ⑤ 学校教育上の見地から行われる行事に参加する高等学校以下の生徒及び引率者
徴収の方法	特別徴収の方法による
特別徴収義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
特別徴収の手続き	特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を飛騨市に納入する
帳簿の記載義務等	特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない（記載の日から1年間保存）

2, 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

3, 税率

入湯客 1人1日につき100円

- ・1日の定義は24時間です。宿泊の場合、滞在時間24時間をもって1日とするため、1泊2日の入湯客は1日として取り扱います。

4, 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

- (1) 年齢 12 歳未満の方（当該年度内に 12 歳に到達する方を含む）
 - ・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。
- (2) 本市に住所を有する年齢 70 歳以上の方（当該年度内に 70 歳に到達する方を含む）
 - ・市が発行する年齢証明カード、もしくは身分証明書等の提示により、飛騨市在住及び年齢を確認します。
- (3) 本市に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた方
 - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の提示により確認します。
- (4) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
 - ・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
 - ・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。
- (5) 学校教育上の見地から行われる行事に参加する高等学校以下の生徒及び引率者
 - ・対象となるのは学校として行う（参加する）行事に限られます。学校長の証明がある「入湯税課税免除届出書」の提出が必要です。（別紙様式）
 - ・学校教育法第 1 条で規定する学校のうち大学以外を対象とします。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校です。したがって、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても免除の対象にはなりません。
 - ・小学生以下の方は、上記（1）の規定が優先されます。
 - ・「引率者」とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等です。旅行業者の添乗員やカメラマン、体育大会での応援の保護者などは該当しません。

5, 徴収方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

特別徴収とは法律および条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、飛騨市に納入していただく方法です。

6, 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を運営されている方です。

7, 特別徴収の手続き

(1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、減

免人数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納付書による納付

納入金については、毎月 15 日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する金融機関等により納付書（納入通知書）により納入してください。

【市税の納付・納入場所】

次の金融機関の本店及び各支店

- ・北陸銀行 ・大垣共立銀行 ・十六銀行 ・富山第一銀行
- ・高山信用金庫 ・飛騨信用金庫 ・飛騨農業協同組合

8, 延滞金・加算金

(1) 延滞金

法廷納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

① 法廷納期限の翌日から 1 月を経過する日まで（年 2.4%）

※各年の特例基準割合に 1% を加算した割合か、年 7.3% のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

② ①の翌日以降（年 8.7%）

※特例基準割合に 7.3% を加算した割合か、年 14.6% のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※特例基準割合：銀行の短期貸出約定金利を基にして財務大臣が告示する割合+1%

(2) 加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに納付されなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は次のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 1 項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については 5% を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については 5% を加算) (地方税法第 701 条の 12 第 3 項)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第 701 条の 12 第 4 項)	納入すべき税額× 5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (地方税法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (地方税法第 701 条の 13 第 2 項)	不足税額×40%

9, 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、①毎日の入湯客数、②課税免除となる入湯客数、③課税対象となる入湯客数及び④入湯税額などを帳簿に記載し、一年間保存してください。

10, 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。



指 定 番 号

入 湯 税 納 入 申 告 書

令和 6 年 5 月 10 日

飛 騨 市 長 あて

特別徴収義務者

氏 名 株式会社 飛騨観光
代表取締役 飛騨太郎 (印)

飛騨市税条例第 145 条の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。

営 業 の 種 類	旅 館	称 号	旅 館 みやがわ屋
営 業 の 所 在 地	飛 騨 市 宮 川 町 林 1	住 (居) 所 (所在地)	飛 騨 市 古 川 町 本 町 2
		氏 名 (名称)	株 式 会 社 飛 騨 観 光
課 税 標 準	42 人	税 額	4,200 円

令 和 6 年 4 月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書

日	入湯客数 ① 人	免税人員②				課税標準③ (①-②) 人	税 額 100 円×③ 円	日	入湯客数 ① 人	免税人員②				課税標準③ (①-②) 人	税 額 100 円×③ 円
		12	70	障	学					12	70	障	学		
1								17							
2	13	2	5	1		5	500	18							
3								19							
4								20							
5								21	50	3	10		30	7	700
6								22							
7								23							
8	20	4	10	2		4	400	24							
9								25							
10								26							
11								27							
12								28	25	2	10	1		12	1,200
13								29							
14								30							
15	35	5	15	1		14	1,400	31							
16								合計	143	16	50	5	30	42	4,200

※免税人員の標記 「12」 年齢 12 歳未満の方、「70」 本市に住所を有する年齢 70 歳以上の方、「障」 本市に住所を有する身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた方、「学」 学校教育上の見地から行われる行事に参加する高等学校以下の生徒及び引率者

(記入例)

入湯税課税免除届出書			
施設利用期間	〇〇年 〇月 〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇日		
行事及び内容	社会見学のため(飛騨市内を訪問)		
入湯人員	80 人	内引率者	5 人
入湯する施設	所在地	飛騨市神岡町〇〇〇番地	
	名称	〇〇〇ホテル	
〇〇年 〇月 〇日			
飛騨市長 あて (入湯施設経由)			
飛騨市税条例第 142 条第 5 号に定める入湯税の課税免除に該当しますので、次のとおり届け出ます。			
学校名		〇〇〇立 〇〇〇学校	〇〇〇 学校長 之印 印
		学校長 〇〇 〇〇	

※入湯税特別徴収義務者（入湯施設）へ提出してください。

提出がない場合は、入湯税は免除されません。

※課税免除となるのは、学校教育又は社会教育上の見地から行われる行事に参加する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）の園児、児童、生徒及びその引率者です。この届出書による学校長等の証明が必要となります。

飛 驒 市

納入通知書兼受領書

領収済通知書

(納入場所)
 十六銀行
 飛驒農業協同組合
 飛驒信用組合
 高山信用金庫
 大垣共立銀行
 富山第一銀行
 北陸銀行
 の各支店

年度	令和6年度
会計	001 一般会計 (飛驒市)
所属	0020100030 税務課
款目	01 市税
節	1 入湯税
細節	1 現年度分
細々節	1 入湯税
説明	
納入者住所	〒509-4292 飛驒市古川町本町〇番〇〇号
氏名	株式会社 〇〇〇〇 (ホテル〇〇〇〇) 様
金額	〇〇〇〇 円
摘要	入湯税 〇〇月分
納期限	
上記のとおり納入してください。 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 飛驒市長 都竹 淳也	
上記の金額を領収しました。 飛驒市指定金融機関 飛驒市収納代理金融機関	
領収書は大切に保管して下さい。	

(納入者で保管)

当月の納める税額を
手書きで記入

年度	令和6年度
会計	001 一般会計 (飛驒市)
所属	0020100030 税務課
款目	01 市税
節	1 入湯税
細節	1 現年度分
細々節	1 入湯税
説明	
納入者住所	〒509-4292 飛驒市古川町本町〇番〇〇号
氏名	株式会社 〇〇〇〇 (ホテル〇〇〇〇) 様
金額	〇〇〇〇 円
摘要	入湯税 〇〇月分
納期限	
発行日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
上記の金額を収納しました。	
飛驒市指定金融機関 飛驒市収納代理金融機関	
飛驒市会計管理者 様	

収納店 → 指定金融機関 → 飛驒市会計管理者